子育て世帯を強く応援！

# 第３子以降の保育料が無料になります！

～所得制限・上のお子さんの年齢制限なしで、安心してお子さんを預けられる社会へ。～

## 制度の３つのポイント

### Point 1

**第３子以降の保育料が０円に！**

保育施設を利用する３人目以降のお子さんの月々の保育料が無料になります。

### Point 2

**保護者の所得制限がありません！**

これまで対象外となっていた世帯も、所得にかかわらず無償化の対象となります。

### Point 3

**きょうだいの年齢は問いません！**

上のお子さんが小学生や中学生でも、３人目としてカウントされます。

※生計を同一にしているお子さんが対象です。

## どう変わる？ 具体例で比較

### ケース１

第１子 小学４年生　第２子 小学１年生　第３子(０歳) 保育所を利用

| 従来 | 新制度 |
|---|---|
| 有料<br>きょうだいが在園児ではないためカウント対象外 | 無料<br>年齢制限なく第３子としてカウント |

### ケース２

第１子 中学２年生　第２子 幼稚園を利用　第３子(１歳) 保育所を利用

| 従来 | 新制度 |
|---|---|
| 有料(半額)<br>第１子が中学生のためカウント対象外 | 無料<br>年齢制限なく第３子としてカウント |

### ケース３

第１子 高校１年生　第２子 中学１年生　第３子(２歳) 保育所を利用

| 従来 | 新制度 |
|---|---|
| 有料<br>きょうだいが在園児ではないためカウント対象外 | 無料<br>年齢制限なく第３子としてカウント |

## よくあるご質問（Ｑ＆Ａ）

**Q.** いつからの保育料が対象ですか？

A. 令和7年９月分からの保育料が対象となります。

**Q.** 上の子が寮生活などで別居していますが、カウントされますか？

A. 生計を同一にしている場合は、カウントの対象となります。
仕送りをしている学生のお子さんなどは対象に含まれる場合があります。
詳しくはこども育成課までお問合せ下さい。

**Q.** 無償化の対象になる費用は何ですか？

A. 月々の基本的な保育料です。給食費、通園送迎バス代、行事費などは原則として保護者負担となります。

**Q.** 何か手続きは必要ですか？

A. ご利用の施設によって異なります。

**認可保育所・認定こども園など**
原則として、新たな手続きは不要です。

**認可外保育施設・企業主導型保育施設など**
無償化のための申請が必要です。

ご不明な点はお気軽にお問合せください。
篠栗町　こども育成課　こども育成係
（092-947-1372）